

地域事業者連携型販売促進等支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 地域事業者連携型販売促進等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、商店街振興組合や商工会等の地域団体又は広域で活動する協同組合等が実施する感染拡大防止に配慮した販売促進活動や新たな事業展開に要する経費の一部を補助することにより、本道における地域商業活性化の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 本要綱において、「商工団体等」とは、北海道内に主たる事務所又は事業所を有する次に掲げるものをいう。

- (1) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所
 - (2) 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会及び北海道商工会連合会
 - (3) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
 - (4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する中小企業等協同組合及び北海道中小企業団体中央会
 - (5) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に規定する協業組合、商工組合及び商工組合連合会
 - (6) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人若しくは公益財団法人
 - (7) その他総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）が適当と認めた団体
- 2 本要綱において、「中小企業・小規模事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、北海道内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 地域の商工団体
 - ア 商工団体等
 - ・ 構成員数・会員数が10者以上（申請日時点）であること。
 - ・ 構成員・会員の7割以上が中小企業・小規模事業者（申請日時点）であること。
 - ・ 参加構成員・会員は同一市町村内に所在する者であること。
 - イ その他法人化されていない前記アに類する組織
 - アの要件に加え
 - ・ 設立して1年以上経過していること（申請日時点）。
 - ・ 規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行える者がいること。
- (2) 広域で活動する商工団体
 - ア 商工団体等
 - ・ 構成員数・会員数が10者以上（申請日時点）であること。
 - ・ 構成員・会員の7割以上が中小企業・小規模事業者（申請日時点）であること。
 - ・ 参加構成員・会員は所在する市町村を別とする者を一つ以上含むこと。
 - イ その他法人化されていない前記アに類する組織
 - アの要件に加え
 - ・ 設立して1年以上経過していること（申請日時点）。
 - ・ 規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行える者がいること。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の事業とする。ただし、国が実施する「がんばろう！商店街事業」との重複部分は対象外とする。

販売促進等支援事業

- ・ 補助対象者が企画・実施するテイクアウト、デリバリー等の巣ごもり消費に対応した販売促進に係るもの
 - ・ 補助対象者が発行する商品券、クーポン等に係る印刷、発送、広告に係るもの
 - ・ 補助対象者が販売促進のために実施するイベント開催等に係るもの
- ただし、感染拡大防止に配慮すること。

- ・その他総合振興局長等が適当と認めるもの

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとし、総合振興局長等は、補助対象事業を行うために必要な経費であって、必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

補助対象経費	補助率	限度額
報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託費、役務費、手数料	3/4以内	第4条の(1)の者 100万円
		第4条の(2)の者 200万円

(補助金の交付の申請)

第7条 申請者は、総合振興局長等に対し、規則第3条並びに運用方針第3条関係の1の規定に基づき行う告示の定めるところにより、経済第1号様式（平成25年北海道告示第10329-22号に定める様式。）による補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して補助金の交付の申請を行うものとする。

- (1) 経済第2号様式 事業計画書
- (2) 経済第7号様式 補助金等交付申請額算出調書
- (3) 経済第10号様式 経費の配分調書
- (4) 経済第11号様式 事業予算書
- (5) 経済第23号様式 資金収支計画書
- (6) その他総合振興局長等が必要と認める書類等

2 前項の申請に当たっては、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第8条 総合振興局長等は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該補助金交付申請書等の審査等により、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、当該申請を行った者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第9条 前条の規定による通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、同条の規定による補助金の交付の決定があった事業（以下「補助事業」という。）を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、経済第14号様式の補助事業等中止（廃止）申請書により総合振興局長等の承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了しないとき又は、補助事業の遂行が困難になったときは、経済第15号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書により速やかに総合振興局長等に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の変更)

第11条 補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ経済第12号様式による補助事業等変更申請書を総合振興局長等に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる補助事業の目的の変更を伴わない軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成により効率的にする場合
- (2) 補助対象経費の増減であって、交付の決定の際における補助対象経費の総額の20パーセント以内で増減する場合

2 総合振興局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 総合振興局長等は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第9条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日以内又は2月16日のいずれか早い日までに、経済第19号様式の補助事業等実績報告書を総合振興局長等に提出しなければならない。

2 前項の実績報告に当たっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 経済第2号様式 事業実績書
- (2) 経済第20号様式 補助金等精算書
- (3) 経済第22号様式 事業精算書
- (4) その他総合振興局長等が別に指示する書類

3 補助事業者は、補助事業実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、第2号様式によりその金額（実績報告において、第7条第2項により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。また、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第13条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第14条 総合振興局長等は、第12条の実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定したのち、交付するものとする。

(交付の条件)

第16条 総合振興局長等は、前条による補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式に定める交付の条件を付すものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和4年5月19日から施行する。